

早川町・身延町・南部町医療事務組合公告式条例

(令和7年9月1日条例第2号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に掲げる掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 管理者の定める規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、それぞれ管理者その他の組合の機関が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	所在地
早川町役場前揭示場	早川町高住 758 番地
身延町役場前揭示場	身延町切石 350 番地
南部町役場前揭示場	南部町福士 28505 番地 2